

役場からの便り

家屋を取り壊した際の手続きについて

問 税務係 ☎ 53・2113

○家屋を取り壊した場合は届出が必要です

建物または建物の一部を取り壊した場合、所有者は「家屋取壊し届」の提出が必要です。

家屋の固定資産税は毎年1月1日の賦課期日現在に存在する建物に課税されます。年度の途中で取り壊した建物については、翌年度から課税されませんので、取り壊した場合は、速やかに届け出を行ってください。届け出がない場合は課税されることがありますので、ご注意ください。

なお、登記されている建物で、法務局で滅失登記が完了している場合は「家屋取壊し届」の提出は不要となります。

○住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の税額が変わる場合があります

住宅が建っている土地（住宅用地）は「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が減額されています。そのため、住宅を取り壊すと、その特例の適用から外れることとなります。

○登記されている建物を取り壊した場合は「滅失登記申請」が必要です

建物を取り壊した所有者は、滅失登記申請書に取壊証明書及び取り壊した業者からの証明書などの書類を添付し、滅失登記申請を行う必要があります。

所有者の住所が現在の住所と異なる場合や所有者が亡くなられた場合などは、住民票、戸籍謄本などの添付が必要です。

登記手続きについては、法務局または土地家屋調査士までご相談ください。

なお、法務局に登記相談を希望する場合は、事前に予約が必要となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先：福島地方法務局白河支局 ☎ 0248-22-1207

令和3年分確定申告相談会のお知らせ

問 税務係 ☎ 53・2113

- ・期 間 2月7日（月）～3月15日（火） ※土・日・祝日を除く。
- ・受付時間 8：30～11：30 13：00～15：30
- ・会 場 泉崎村役場 村民ホール

必要な書類等

- ・番号確認書類（マイナンバーカード・通知カード等）と身元確認書類（免許証等）
- ・税務署からハガキ等が送付されている場合はその書類
- ・所得税の還付がある方は通帳
- ・給与や報酬、年金収入がある方は、源泉徴収票の原本
- ・給与や年金以外に収入がある方は、関係帳簿やその収入を証明する関係書類等の全て
- ・控除がある方は、該当する控除の領収書原本や証明書類の全て
- ・医療費控除を受ける方は、人ごと・医療機関ごとに金額を整理した上でお越しくください。

塗装【ペンキ】工事

住宅からビルディング
まで工場・オフィス
店舗・内外塗装工事

*見積り無料
(新築・リフォームも)
お電話お待ちしております

随時・社員（見習い可）募集中 / 社会・厚生年金・雇用保険有り

知事許可（般-27）第27330号（労大臣認）1級建築塗装技能士

MBK・エム美装工芸社

☎969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字鶴番小屋9番地
☎・泉崎53-4066・FAX21-6678

看板の事なら何でも

福島県屋外広告業届出 第30015号

看板(設計)☆エアブラシ(アンドン、イラスト、他)

小林工芸

☎969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字寺前71
TEL・FAX 0248-53-4355

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

☎ 税務係 ☎ 53・2113

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- ・給付金を受給するためには、手続きが必要です。

◆給付金の支給額 1世帯あたり10万円

◆給付金の支給時期 市区町村が確認書（または申請書）を受取した日から2週間後が目安です

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯（家計急変世帯）

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります
令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

申請が必要です

申請期間：令和4年2月1日（火）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】泉崎村役場 税務課



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
☎0120-526-145
受付時間 9:00～20:00

泉崎村役場 税務課 税務係
「住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金」担当
☎0248-53-2113
受付時間 平日8:30～18:00

冬期の水道利用について

☎建設水道係 ☎53・2114

水道管の凍結しやすい時期を迎えました。万が一凍結してしまった場合は、下記の業者または建設水道係へご相談ください。

～冬期の水道管のお手入れ～

- ・水抜きハンドルを回して水を止め、蛇口を一カ所（風呂場等がベスト）開け、水道管内の水を完全に抜いておく。
- ・風呂のボイラー等に風よけがついていない場合は、周りを板等で囲っておく。
- ・水道管が凍ってしまった場合、該当箇所付近にお湯をかければ直る場合があるので、非常用にバケツ等に水を汲んでおく。

～建設水道係からのお願い～

水道の量水器（メーターボックス）の上には物を置かないようにし、周りはきれいな状態を保つようお願いします。

《指定給水装置工事事業者リスト》

事業者名	住 所	電話番号
(有) ウ ナ ガ ミ	泉崎字寺前61	53-2171
(株) 兼 千	関和久字瀬知房5	54-1101
木 戸 設 備	関和久字漆久保6	53-3268
草 野 設 備	踏瀬字長峯50	53-2267
さかもとサービス	泉崎字長峯2-55	53-2075
(有)鈴木設備工業	泉崎字前畑17	53-2301
(有)ドルフィン	踏瀬字長峯79-2	29-8925

(50音順)

除雪作業にご協力ください

☎建設水道係 ☎53・2114

村では生活路の交通の確保のため、村道の除雪を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、村民の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。ルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

除雪作業をスムーズに行うために次の事項にご協力ください。

◆路上駐車や公共施設への夜間駐車はやめてください。

路上に車両があると、除雪を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますのでやめましょう。

また、公共施設への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

◆敷地内の垣根等の剪定をお願いします。

垣根や立木の枝が除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。

緊急を要する場合は村で切り落とす場合がありますので、ご了承ください。

◆出入口の除雪は各ご家庭でお願いします。

除雪作業は限られた時間で広範囲に行うため、除雪した雪が皆さんの家の出入口をふさいでしまうことがあります。各ご家庭の出入口付近の除雪にご協力をお願いします。

また、道路わきの私物等で支障になるものは降雪前に必ず撤去してください。

◆道路への雪出しは禁止です。

除雪した道路に雪を出してしまうと、道路が凸凹になり事故につながります。道路は雪の捨て場ではありません。道路に雪を出すのはやめましょう。

◆除雪作業が遅れる場合があります。

除雪作業はできるだけ早い時間に行うよう努めていますが、積雪状況や道路状況等により遅れる場合があります。

また、除雪は主要村道や通学路等の生活路から始まりますので、地区により進度が異なります。ご了承ください。

《除雪に関する問い合わせ》 ※私道の除雪は行いません。

・村道：村役場事業課建設水道係

☎0248-53-2114

・県道：福島県南建設事務所

☎0248-23-1631(平日)・0248-23-1525(夜間・休日)

・国道：郡山国道事務所郡山維持出張所

☎024-932-4486



豚肉専門店

ノーベル

〒969-0101 西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針 63-1

FAX : 0248-53-4147

TEL (0248)53-4129

<http://www.yumeaji.com>

E-mail novel@yumeaji.com
AM11:00~PM7:00 ●火曜日定休

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限 齋藤 電 工
会 社

〒969-0103 泉崎村北平山中島130-1

TEL 53-2914 FAX 53-4566

樹木や生垣等の適切な管理について

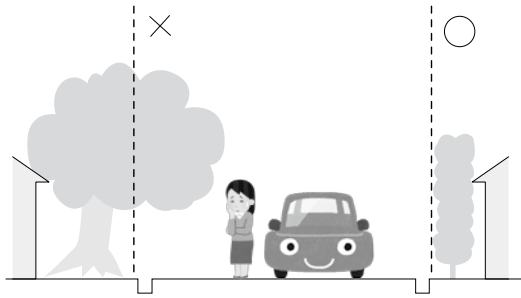
☎建設水道係 ☎53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うよう、お願いします。

【ふれあい号】の運行について

☎生涯学習係 ☎53・4777

令和4年2月1日から、村内巡回バス事業が変わります。医療機関専用バス「お医者さん号」を新たに運行いたします。村内の医療機関に行く場合に利用ができます。また、「ふれあい号」は4路線を3路線に、「買い物号」は増便をします。

詳しくは、配布した運行表をご覧くださいか、生涯学習係（53-4777）までお問い合わせください。

●ふれあい号（巡回バス）について

- ・どなたでも利用することができます。乗車する際には経路沿線上で手を挙げてください。
- ・事前に予約は必要ありません。
- ・午後の便は、主要施設を經由して自宅付近まで送るためのものです。（各施設の前でお待ちください。）

●買い物号について

- ・どなたでも利用することができます。ただし、前日までに予約が必要です。
※上記お問い合わせ先まで、電話にて「利用する日」「お名前」「住所」「連絡先」をお伝えください。
- ・月曜日、水曜日、金曜日は、村内の各商店に運行します。
- ・火曜日、木曜日は、矢吹町のメガステージに運行します。
※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始はお休みします。
- ・午後1時30分ごろ自宅付近沿線まで迎えに伺います。買い物終了後に自宅付近沿線までお送りします。
- ・買い物時間は、およそ1時間程度です。

●お医者さん号について

- ・どなたでも利用することができます。ただし、前日までに予約が必要です。
※上記お問い合わせ先まで、電話にて「利用する日」「お名前」「住所」「連絡先」をお伝えください。
- ・泉崎南東北診療所、村内の歯科医院に送迎をいたします。
- ・運行は、月曜日～金曜日
午前8時45分～11時30分、午後1時15分～3時30分
※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始はお休みします。
- ・自宅付近まで迎えに伺います。帰りの際は、もう一度お電話でご連絡ください。

障がいのある方の「親なき後」を見据えた支援をします

問福祉係 ☎54・1333

障がいのある方の重度化・高齢化及び「親なき後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できるよう地域生活支援拠点等整備事業を行っています。

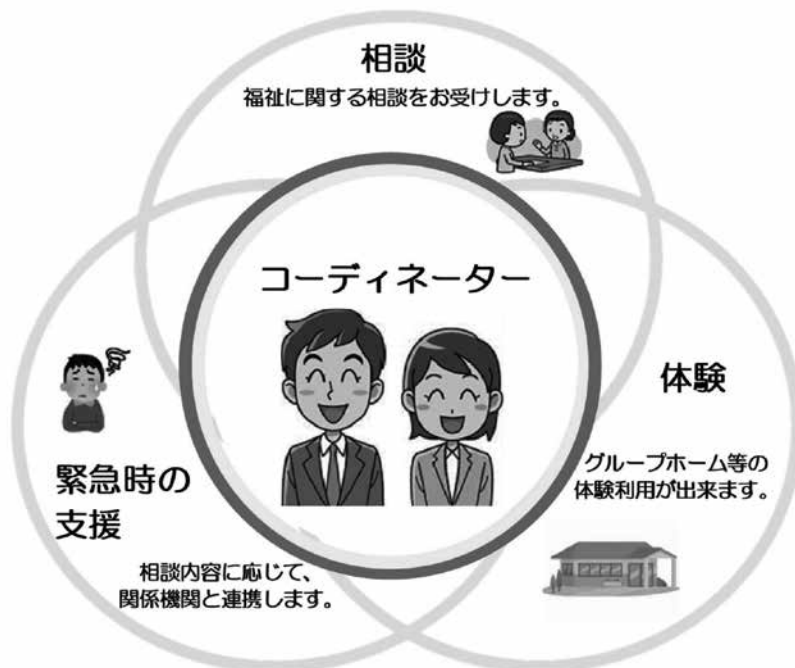
- ・泉崎村で委託した地域生活支援コーディネーターが、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう障がいのある方の希望に沿って支援します。また、緊急時の対応として、24時間相談体制を実施します。
- ・介護者の急病等により障がいのある方の支援ができない場合は緊急時の受入れを調整します。
- ・精神科病院等に長期間入院していた人等が、地域で自立した生活ができるようになることを目的とした宿泊体験等の支援を行います。

※事前の登録が必要です。

お問い合わせ：泉崎村役場 住民福祉課 福祉係 ☎0248-54-1333

基幹相談支援センターけんなん ☎0248-21-5484（平日：午前9時～午後5時）

拠点イメージ図：



福島県環境アプリについて

問住民係 ☎53・2112

福島県では、「福島県環境アプリ」を運用しています。

このアプリは、地球温暖化にもつながる「ごみ減量化」や「省エネ」の推進を目的に制作したもので、次の4つの特徴があります。

- ・トップ画面がごみ収集カレンダー！
- ・毎日のエコ活動でポイント獲得！
- ・県産品等の抽選に応募できる！
- ・投稿・エコ情報を参考にできる！

このアプリを使って、気軽にエコ活動を実践しましょう。



まずはダウンロード！

福島県環境アプリ



泉崎村消防団団員募集について

☎住民係 ☎53・2112

泉崎村では平常時における地域の防火・防災の担い手として消防団員の募集を行っています。村の安全・安心を守り、災害に強い村づくりを行うため、皆様のご協力をお願いいたします。

消防団に興味のある方、入団を検討している方は、泉崎村役場住民福祉課住民係までご連絡ください。

◎泉崎村消防団とは

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う非常勤特別職の地方公務員です。主な活動としては、消火活動、火災予防活動、災害時の活動になります。

◎泉崎村消防団の待遇

階級に応じた年間報酬、災害等に出動した際の出動手当の支給があります。また、消防団活動に5年以上従事された方は退団の際、消防団退職報償金を受け取ることが可能になります。さらに、活動中のけがについては、公務災害として補償を受けることができます。

◎消防団に入るための条件

満18歳以上で、泉崎村に居住している方であればどなたでも入団できます。

住宅用火災警報器について

☎矢吹消防署泉崎中島分署 ☎53・2978

平成23年6月1日から全ての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

大切な家族や財産を守るために設置しましょう!!

住宅用火災警報器の設置効果は？

住宅火災警報器を設置している場合、死者数、焼損床面積は約半減、損害額は約4割減とされています。
(総務省消防庁による統計)

住宅用火災警報器を取り付ける場所は？

設置義務の場所

- ・ 寝室
- ・ 階段の天井
(寝室が上階にある場合)



設置を推奨する場所

- ・ 台所
- ・ 全ての居室



10年経ったら、
とりカエル。

電池を交換しても本体の寿命は約10年とされています。10年経ってなくても、故障などの場合は交換が必要となりますので、日常的な作動確認をお願いします。



とりカエル

(日本火災感知器工業会キャラクター)